

2 その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化等）

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
危険物施設の検査周期の延長 （総務省） < 12(3)オ a の再掲>	危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入について結論を得る。	結論		
高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 （経済産業省） < 12(3)イ の再掲>	年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置		
ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査周期の延長 （厚生労働省） < 12(3)エ b の再掲>	1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置		
電気事業法と労働安全衛生法におけるボイラーの基準等の統一 （経済産業省、厚生労働省）	ボイラーの構造基準のうち例えば安全弁の容量の算定方法などでボイラーの種類、規模、圧力等からみて規定の整合化の観点から共通的に適用が可能と考えられる部分がないか、検討する。	検討	措置	
J I S 制度の改善 （経済産業省及び関係府省）	関係府省が連携して可能な限り J I S 規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。	検討		
長距離パイプラインに係る規制 （経済産業省） < 12(3)カ の再掲>	長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討する。	検討		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
電気用品安全法における近接表示禁止規定の廃止 (経済産業省)	電気用品安全法における他法の表示事項の近接表示禁止規定を廃止する。	措置		
タンクローリーに関する規制緩和 (総務省) < 12(3)オ の再掲 >	移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。	検討	結論	
電気用品安全法の運用改善 (経済産業省)	平成11年の電気用品安全法の制度変更については、甲種電気用品について政府認証が廃止された一方で、乙種電気用品については、型式区分の届出と検査記録の作成保存が義務付けられ事業者の義務が強化された結果となったが、型式区分の記載内容について、技術革新等に対応し今後も適宜事業者の意見を取り入れ、合理的に変更していくとともに、優良事業者には、検査方法や記録保存の形態等について負担を軽減する等の措置を検討する。	逐次実施		
医薬品等の製造業等の許可申請 (厚生労働省)	医薬品等の製造業等における分置倉庫について、隣接都道府県における設置を認めることについて検討する。	結論		
エレベーターの製造許可 (厚生労働省)	労働安全衛生法に基づくエレベーターの製造許可については、申請者の負担軽減の観点から、製造許可手続の簡素化について検討する。	検討		
ボイラーの遠隔制御についての基準 (厚生労働省) < 12(3)エ の再掲 >	ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。	検討	措置	
簡易専用水道の検査 (厚生労働省)	簡易専用水道(会社やマンション等で、受水槽を設け、各戸に水を供給するもの)について、その検査を含む管理に関する規制全体を見渡した上で、よ	検討		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	り実効的な水質確保がなされるよう、所要の措置を的確に講ずる。			
石油製品の輸出承認制度 (経済産業省)	石油製品輸出に係る個別申請・承認制度については、緊急時対応のための体制を整備の上、平時においては石油製品を輸出承認制度の対象から外す。	措置		
輸出入及び港湾諸 手続の電子化、ワ ンストップサービ ス化 (財務省、法務省、 厚生労働省、農林水 産省、経済産業省、 国土交通省) 1(3)エ b(d)) の再掲	<p>輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p> <p>さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。</p> <p>なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。</p>	<p>検討・結論</p> <p>措置</p>	措置	15年度までに検討・結論
執務時間外の貨物の積卸しに係る許可制から届出制への移行 (財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制にする。	措置 (13年4月)		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
執務時間外の貨物の積卸しに係る許可手数料の廃止 (財務省)	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止する。	措置 (13年4月)		
執務時間外の貨物の搬出入等に係る届出制の廃止 (財務省)	税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。	措置 (13年4月)		
航空輸出貨物における予備審査制の導入 (財務省)	航空輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出し、税関における書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入する。	措置		
仕入書に代わる書類として提出を認める社内帳票等の取扱い (財務省)	輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額(課税価格の合計額が10万円以下)を拡大する。	措置		